

令和4年8月25日

健康福祉総務課長 様
薬務課長 様
県立病院課長 様

医療介護基盤課長

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）による医師法、
歯科医師法、薬剤師法の一部改正等について（通知）

このことについて、令和4年8月19日付け医政発0819第2号及び薬生発0819第1号で、
厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありましたので、御了知ください。

なお、次の関係団体には別途通知しています。

【関係団体】

一般社団法人広島県医師会
一般社団法人広島県歯科医師会
一般社団法人広島県病院協会
一般社団法人広島県医療法人協会
広島県保険医協会
公益社団法人広島県薬剤師会
一般社団法人広島県病院薬剤師会

担当 医療施設グループ
電話 3056
（担当者 宮田）